

長崎県佐世保市②

1. 事業内容

担当課等	産業振興課 TEL : 0956-24-1111(3084) FAX : 0956-25-1710
助成事業名	販路開拓支援事業補助金

2. 助成事業の内容

助成対象者	1. 佐世保市内に主たる事務所をもち、事業を営む中小企業者 2. 佐世保市内に主たる事務所をもち、事業を営む異分野の二以上の中小企業者で構成するグループ（融合化グループ）とする。 ※ただし、市長が中小企業の融合化促進のため特に必要と認めた場合は、構成員の過半数が上記要件を満たすグループも対象とすることができる。
助成内容	・佐世保市内の中小企業者等が国・県・市から助成を受けて開発した新製品の販路開拓を行う事業に対して、必要な資金の一部を補助することにより、新製品の販路開拓を円滑に進め、本市経済の活性化に寄与することを目的とした制度。
助成期間	・会計年度内
助成金額、補助率	・補助率は、1/2 以内。上限 200 万円
産業財産権の帰属	・申請事業者

3. 応募手続き・申請

募集時期、期間	・3月15日～3月31日
審査（選考）方法	・ヒアリングによる事前審査を行った上で、審査会に諮る。
申請に係わる必要書類等	・交付申請書に、以下の書類を添付。 ➢ 補助事業計画書 ➢ 前年度における市税の納税証明書及び直近の決算書（構成員全員） ➢ 特許、実用新案等がある場合は、その写し（申請中のものも含む） ➢ 国、県、市等の助成を受けて開発された製品については、その証明ができる書類の写し（決定通知書等） ➢ その他参考となるもの
支払い方法等	・原則事業終了後精算払い

4. 実績・資料等

採択件数、金額	・非公開
応募件数	・非公開
事業予算規模	・非公開
パンフ等の有無	・募集要項有

5. 採択に伴う義務

採択に伴う義務等	・補助事業者は会計年度上期終了後 14 日以内に、前期における補助事業の遂行状況に関し補助事業報告書を提出しなければならない。
----------	---

6. 平成 23 年度の計画・予定等

計画・予定等	・2011 年度は、補助制度の見直しが予定されているため、上記内容については変更の可能性があります。予めご了承ください。
--------	--